福祉新聞 2008 年 12 月 8 日

<介護未経験者雇用に助成>

1日から厚労省、1事業主3人まで

介護業務の未経験者を雇用する事業主への助成制度が1日から始まった。未経験者1人につき、 雇い入れ日から1年間で50万円(6カ月ごとに25万円)支給される。12月1日に雇用した場合、 申請・支給は2009年6月になる。1事業主の上限は3人まで。

未経験者とは雇用契約のもとで高齢者、障害者、障害児の介護業務に携わったことのない人で、介護の資格の有無は関係ない。ただし、新規学卒者、65歳以上の人は除く。助成金が支給される事業主の事業は高齢者介護に限らない。

深刻な介護人材不足を背景に、厚生労働省は未経験者の雇用を促す助成金として 2009 年度の 予算に 42 億円を要求。5600 カ所の事業所、1 万 6800 人の雇用を見込んでいる。

支給を受けるための要件、申請方法などの問い合わせは、都道府県労働局の職業安定部まで。